

令 和 5 年
第 1 回 八 雲 町 議 會 定 例 会
議 題

開会 令和 5 年 3 月 8 日
閉会 令和 5 年 3 月 日

八 雲 町

令和5年第1回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	令和5年度八雲町一般会計予算	
議案	2	令和5年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議案	3	令和5年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議案	4	令和5年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議案	5	令和5年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計予算	
議案	6	令和5年度八雲町下水道事業特別会計予算	
議案	7	令和5年度八雲町農業集落排水事業特別会計予算	
議案	8	令和5年度八雲町病院事業会計予算	
議案	9	令和5年度八雲町水道事業会計予算	
議案	10	八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例	
議案	11	八雲町個人情報保護審査会条例	
議案	12	八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案	13	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議案	14	八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	15	八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議案	16	督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	
議案	17	八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

区分	番号	件名	結果
議案	18	八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案	19	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議案	20	八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	
議案	21	八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
議案	22	八雲町設備投資促進条例を廃止する条例	
議案	23	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案	24	八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	25	八雲町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
議案	26	町道路線の認定について	
議案	27	町道路線の変更について	
議案	28	損害賠償額の決定について	
議案	29	令和4年度八雲町一般会計補正予算（第12号）	
議案	30	令和4年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議案	31	令和4年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	32	令和4年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	
議案	33	令和4年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
議案	34	令和4年度八雲町病院事業会計補正予算（第4号）	
質問	1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	



議案第 10 号

八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の全部又は一部を免除することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、八雲町個人情報保護審査会条例（令和5年八雲町条例第 号）第2条に規定する八雲町個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 町長は、毎年度、実施機関における法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(八雲町個人情報保護条例の廃止)
- 2 八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る廃止前の八雲町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条及び第13条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前ににおいて旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正等については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第29条の規定により置かれた八雲町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第30条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- （八雲町自治基本条例の一部改正）
- 7 八雲町自治基本条例（平成22年八雲町条例第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、<u>八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）</u>の規定により、適正な保護を図ります。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第9条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>及び<u>八雲町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年八雲町条例第号）</u>の規定により、適正な保護を図ります。</p>
<p>（提出された意見等の取扱い）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとします。ただし、<u>八雲町個人情報保護条例</u>の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>（提出された意見等の取扱い）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて次の事項を公表するものとします。ただし、<u>個人情報の保護に関する法律</u>の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町債権の管理に関する条例の一部改正)

8 八雲町債権の管理に関する条例（平成22年八雲町条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(滞納者に関する情報)</p> <p>第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない場合において、第8条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号）第2条第5号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(滞納者に関する情報)</p> <p>第6条 町長は、町の債権について履行期限までに履行されない場合において、第8条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分（以下この項において「措置等」という。）の判断に資する事項として、当該債務者の当該町の債権以外の町の債権に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び町長が行った措置等の情報を同一の実施機関（八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八雲町条例第号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</p> <p>2～4 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例の一部改正)

9 八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例（平成19年八雲町条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(滞納情報の収集)</p> <p>第9条 特定滞納者を判定するための町税等の滞納情報の収集は、八雲町個人情報保護条例（平成17年八雲町条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条第2項第6号の規定により行うものとする。</p>	<p>(滞納情報の収集)</p> <p>第9条 特定滞納者を判定するための町税等の滞納情報の収集は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条の規定により行うものとする。</p>

(滞納情報の利用及び提供)

第10条 特定滞納者を確認するための町税等の滞納情報の利用及び提供は、個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により行うものとする。

(滞納情報の利用及び提供)

第10条 特定滞納者を確認するための町税等の滞納情報の利用及び提供は、法第69条第2項の規定により行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩村克詔



八雲町個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、八雲町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、八雲町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び八雲町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年八雲町条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八雲町条例第 号）第6条及び議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任ができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決する

ところによる。

- 4 審査会は、調査審議の内容が公開することに適さないと認めるものを除き、その会議を公開するものとする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき（諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。）は、これらの資料又は主張書面等の写し（（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。）

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に八雲町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八雲町条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の八雲町個人情報

保護条例（平成17年八雲町条例第11号。以下「旧条例」という。）第29条の規定により置かれた八雲町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第3条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧条例第30条第3項の規定により旧審査会の委員として委嘱された期間の残存期間と同一の期間とする。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 12 号

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八雲町条例第28号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第2条、第5条、第7条関係）			別表（第2条、第5条、第7条関係）		
区分	報酬の額	費用 弁償 の額	区分	報酬の額	費用 弁償 の額
監査委員（知識経験者）	年額 <u>470,000円</u>	略	監査委員（知識経験者）	年額 <u>495,000円</u>	略
監査委員（議会選出）	" <u>342,000</u>		監査委員（議会選出）	" <u>360,000</u>	
教育委員会委員	" <u>323,000</u>		教育委員会委員	" <u>340,000</u>	
農業委員会会長	" <u>380,000</u>		農業委員会会長	" <u>400,000</u>	
農業委員会会長職務代理者	" <u>347,000</u>		農業委員会会長職務代理者	" <u>365,000</u>	
農業委員会委員	" <u>323,000</u>		農業委員会委員	" <u>340,000</u>	
選挙管理委員会委員長	" <u>247,000</u>		選挙管理委員会委員長	" <u>260,000</u>	
選挙管理委員会委員	" <u>200,000</u>		選挙管理委員会委員	" <u>210,000</u>	
略	略		略	略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 13 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後												
別表（第2条関係） 給料額表	別表（第2条関係） 給料額表												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>810,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>670,000円</td></tr></tbody></table>	区分	給料月額	町長	810,000円	副町長	670,000円	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>町長</td><td>900,000円</td></tr><tr><td>副町長</td><td>720,000円</td></tr></tbody></table>	区分	給料月額	町長	900,000円	副町長	720,000円
区分	給料月額												
町長	810,000円												
副町長	670,000円												
区分	給料月額												
町長	900,000円												
副町長	720,000円												
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。													

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 14 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与)	(給与)
第2条 略	第2条 略
2 教育長の給料は、月額 <u>60万2千円</u> とする。	2 教育長の給料は、月額 <u>640,000円</u> とする。
3 略	3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 15 号

八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

八雲町職員の旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第35号）の一部を次のように改正する。

現行				改正後																															
別表第1（第16条、第17条、第18条、第20条、第23条関係） 車賃、日当及び宿泊料 (単位：円)				別表第1（第16条、第17条、第18条、第20条、第23条関係） 車賃、日当及び宿泊料 (単位：円)																															
<table border="1"><thead><tr><th>車賃（1kmにつき）</th><th>日当（1日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th></tr><tr><th></th><th></th><th>道外</th><th>道内</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>2,000</td><td>12,000</td><td>10,000</td></tr></tbody></table>				車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）				道外	道内	略	2,000	12,000	10,000	<table border="1"><thead><tr><th>車賃（1kmにつき）</th><th>日当（1日につき）</th><th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th></tr><tr><th></th><th></th><th>道外</th><th>道内</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td>2,400</td><td>14,000</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>12,000</td></tr></tbody></table>				車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）				道外	道内	略		2,400	14,000				12,000
車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）																																	
		道外	道内																																
略	2,000	12,000	10,000																																
車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）																																	
		道外	道内																																
略		2,400	14,000																																
			12,000																																
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。																																			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 16 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第1条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 及び (4) 略	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 及び (4) 略
(督促手数料) <u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	<u>第21条及び第22条 削除</u>
<u>第22条 削除</u>	
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町税外諸収入金の徴収に関する条例（平成17年八雲町条例第61号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(督促) 第2条 略 2 略 <u>3 督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	(督促) 第2条 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 八雲町後期高齢者医療に関する条例（平成20年八雲町条例第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p>第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</p>	<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 略</p>
<p>(延滞金) 第7条 略～(罰則) 第11条 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、<u>第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>(延滞金) 第6条 略～(罰則) 第10条 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、<u>第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町介護保険条例の一部改正)

第4条 八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保険料の督促手数料)	(保険料の督促)

第7条 略

2 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第7条 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町公共下水道条例の一部改正)

第5条 八雲町公共下水道条例（平成18年八雲町条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用料等、督促手数料又は延滞金の減免) 第41条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額又は免除することができる。	(使用料等又は延滞金の減免) 第41条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等又は延滞金を減額又は免除することができる。
(使用料等の督促) 第42条 略 2 略 3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。 4 略	(使用料等の督促) 第42条 略 2 略 3 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(督促手数料に関する経過措置)
- 2 令和4年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促手数料の徴収については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 17 号

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 略	<p>(家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための</u></p>

移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)	(衛生管理等)
第14条 略	第14条 略
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、 <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。
3～5 略	3～5 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

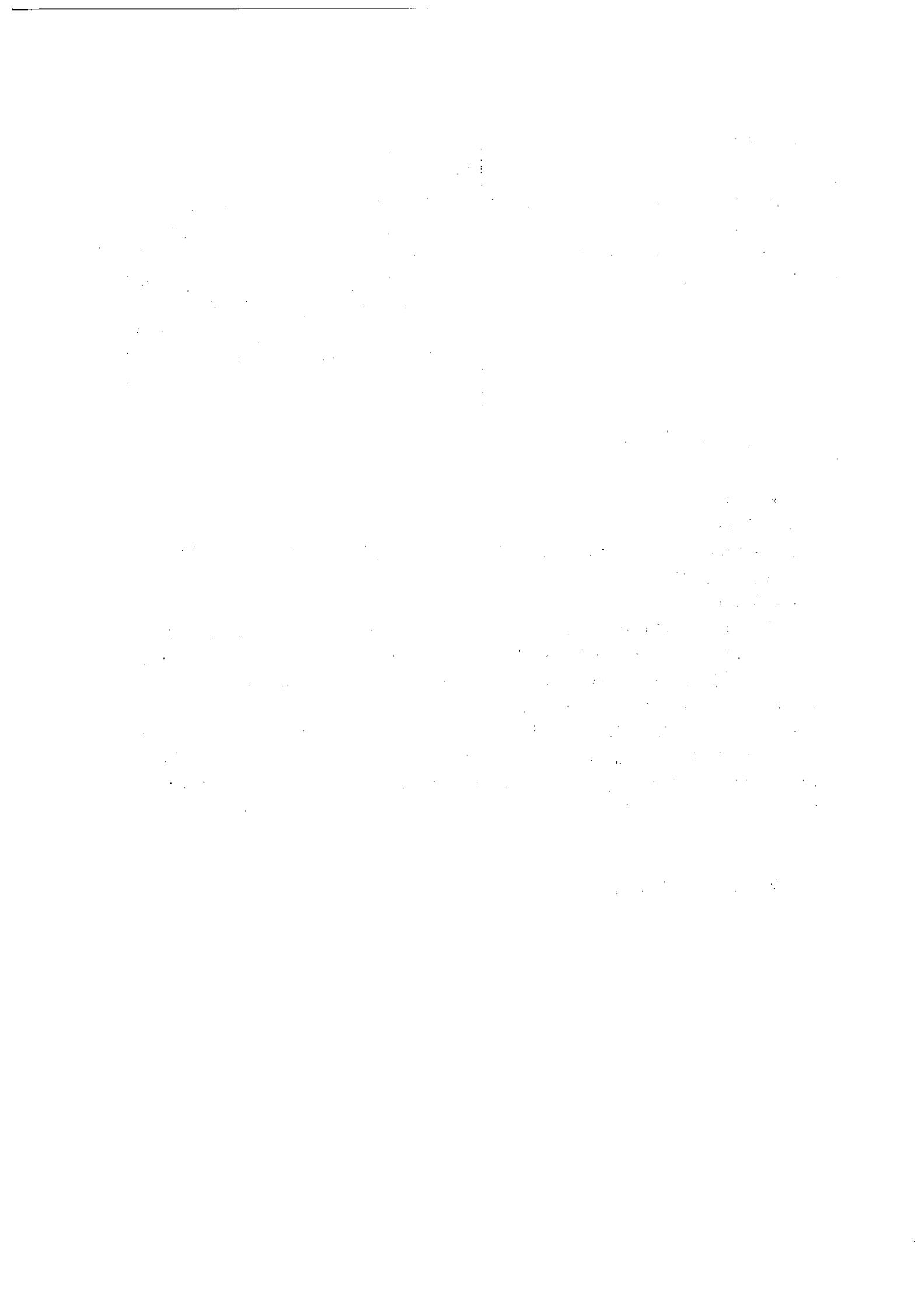
附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 18 号

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略	(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 略
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 略

(虐待等の禁止)

第12条 略

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 略

(虐待等の禁止)

第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう

に必要な措置を講じるよう努めなければ ならない。	に、職員に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感 染症の予防及びまん延の防止のための訓 練を定期的に実施するよう努めなければ ならない。
3 略	3 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 19 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第4条 略 <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもも及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>	第4条 略 <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもも及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法<u>第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p>
第6条 略 <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>	第6条 略 <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</p>

の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である

<p>である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 及び (5) 略</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日 (法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>	<p>者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 及び (5) 略</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日 (法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p>
---	--

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。

この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下の項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定によ

この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下の項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同條第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同條第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定めら

り定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」とい

れた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」とい

う。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと

う。) ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる

認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで

満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで

を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申し込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申し込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」と

を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申し込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申し込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」と

同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育

あるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同條第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育

給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布のから施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 20 号

八雲町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

八雲町子ども・子育て会議条例（平成25年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第1項</u> の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第72条第1項</u> の規定に基づき、八雲町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
(任務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。 2 略	(任務) 第2条 子ども・子育て会議は、法 <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事務を処理するものとする。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 21 号

八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険条例（平成17年八雲町条例第87号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る八雲町国民健康保険条例 第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 22 号

八雲町設備投資促進条例を廃止する条例

八雲町設備投資促進条例（平成 31 年八雲町条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に廃止前の八雲町設備投資促進条例の規定により指定事業者の指定を受けている者の奨励措置については、なお従前の例による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 23 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
目次 第1章及び第2章 略 <u>第3章 町改良住宅の管理（第42条～第47条）</u> <u>第4章 社会福祉事業等への活用（第48条～第54条）</u> <u>第5章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第55条・第56条）</u> <u>第6章 駐車場の管理（第57条～第67条）</u> <u>第7章 補則（第68条～第74条）</u> (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）に基づく町改良住宅並びに町単独費住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	目次 第1章及び第2章 略 <u>第3章 社会福祉事業等への活用（第42条～第48条）</u> <u>第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第49条・第50条）</u> <u>第5章 駐車場の管理（第51条～第61条）</u> <u>第6章 補則（第62条～第68条）</u> (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく町公営住宅、共同施設及び町単独費住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 町改良住宅 町が改良法第17条の規定により建設する住宅をいう。</u> <u>(5) 町営住宅 町公営住宅、町単独費住宅及び町改良住宅をいう。</u> <u>(6)～(8) 略</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 町営住宅 町公営住宅及び町単独費住宅をいう。</u> <u>(5)～(7) 略</u>

(住宅等の設置)

第3条 町は、住宅に困窮する低額所得者等につき住宅を供給するため、町公営住宅、共同施設及び町単独費住宅を設置し、改良法第17条の規定により町改良住宅を設置する。

2 前項の町公営住宅、町単独費住宅及び町改良住宅等の設置の場所、戸数等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(入居者の資格)

第6条 町公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等（ただし、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下第4号、第12条第1項、第43条第2項及び第72条第1号において同じ。) があること。

(2) ~ (4) 略

第3章 町改良住宅の管理

第42条 町改良住宅の管理については、この章に定めるところによる。

(住宅等の設置)

第3条 町は、住宅に困窮する低額所得者等につき住宅を供給するため、町公営住宅、共同施設及び町単独費住宅を設置する。

2 前項の町公営住宅及び町単独費住宅の設置の場所、戸数等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(入居者の資格)

第6条 町公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等（ただし、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下第4号、第12条第1項及び第66条第1項第1号において同じ。) があること。

(2) ~ (4) 略

(町改良住宅の入居資格等)

第43条 町長は、町改良住宅を建設したときは、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者を入居させるものとする。

2 前項の改良住宅に入居させるべきものが入居せず、又は居住しなくなった町改良住宅があるときは、次の各号（第6条の老人等にあっては第2号から第4号、被災者等にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者は、当該町改良住宅に入居することができる。

（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

（2） その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイの掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合
その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4,000円

イ アの場合以外の場合 15万8,000円

（3） 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（4） 暴力団員でないこと。

3 改良法第29条において準用する法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町改良住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前項各号の条件を具備するものとみなす。

(家賃)

第44条 町改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によるとされた公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条に規定する月割額

(以下「家賃限度額」という。) 以下、
第47条において準用する第15条第3項の
規定により認定した収入(同条第4項の
規定により更正された場合には、その更
正後の収入。次条において「認定収入」
という。)に基づき令第2条に規定する
方法により算出した額とする。

2 第16条及び第17条の規定は前項の家賃
について準用する。この場合において第
17条第1項中「町公営住宅」とあるのは
「町改良住宅」と、「第31条第1項又は
第36条第1項の規定による明け渡した日
のいずれか早い日、第41条第1項」とあ
るのは「第47条において準用する第41条
第1項」と読み替えるものとする。

(収入超過者の認定等)

第45条 町長は、毎年度、認定収入の額が
第43条第2項の金額を超え、かつ、当該
入居者が、町改良住宅に引き続き3年以
上入居しているときは、当該入居者を収
入超過者として認定し、その旨通知する
ものとする。

2 前項の規定により収入超過者として認
定された者の町改良住宅の毎月の家賃
は、前条第1項の規定にかかわらず、そ
の認定の期間、家賃限度額以下で、令第
8条に規定する方法により算出した額と
する。

(家賃の変更)

第46条 町長は、次の各号のいずれかに該
当する場合においては、改良法第29条第
3項の規定によりその例とされた公営住
宅法の一部を改正する法律(平成8年法
律第55号)による改正前の公営住宅法第
13条第1項の規定により第44条第1項の
家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更す
る必要があると認めるととき。
- (2) 公営住宅又は改良住宅相互の間

における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 住宅に改良を加えたとき。

(管理に関する規定の準用)

第47条 町改良住宅の管理については、前3条の規定によるほか、町改良住宅を町公営住宅とみなして、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第18条から第27条まで、第33条、第35条、第40条、第41条（第4条、第5条、第8条から第10条までの規定は、第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者が当該町改良住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。）の規定を準用する。この場合において、第35条中「第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、「又は第37条の規定による町公営住宅への入居の措置に関し」とあるのは「に関し」と読み替えるものとする。

第4章 社会福祉事業等への活用

(使用許可) 第48条 略～(使用料) 第50条 略

(準用)

第51条 社会福祉法人等による町公営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第4項」とあるのは「第49条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可) 第42条 略～(使用料) 第44条 略

(準用)

第45条 社会福祉法人等による町公営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第4項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第52条 略

(申請内容の変更)

第53条 町公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第49条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第54条 略

第5章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

(使用許可) 第55条及び（八雲町特定公共賃貸住宅条例の適用）第56条 略

第6章 駐車場の管理

第57条～（使用者の決定）第61条 略

(使用の手続)

第62条 第60条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

(1) 略

(2) 第65条に定める保証金を納付すること。

2～5 略

(使用料) 第63条～（保証金）第65条 略

(使用許可の取消し)

第66条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(報告の請求)

第46条 略

(申請内容の変更)

第47条 町公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 略

第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

(使用許可) 第49条及び（八雲町特定公共賃貸住宅条例の適用）第50条 略

第5章 駐車場の管理

第51条～（使用者の決定）第55条 略

(使用の手続)

第56条 第54条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

(1) 略

(2) 第59条に定める保証金を納付すること。

2～5 略

(使用料) 第57条～（保証金）第59条 略

(使用許可の取消し)

第60条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第59条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) 略

2 前項の規定については第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第61条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第67条 駐車場の使用については、第57条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町公営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(町単独費住宅の管理) 第68条 略～(敷地の目的外使用) 第71条 略

(意見の聴取)

第72条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道函館方面八雲警察署長の意見を聴くことができる。

(1)～(3) 略

(4) 第60条第2項の規定による決定をしようとする場合 駐車場を使用しようとする者

2 略

(5) 第53条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) 略

2 前項の規定については第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第55条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第61条 駐車場の使用については、第51条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「町公営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(町単独費住宅の管理) 第62条 略～(敷地の目的外使用) 第65条 略

(意見の聴取)

第66条 町長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道函館方面八雲警察署長の意見を聴くことができる。

(1)～(3) 略

(4) 第54条第2項の規定による決定をしようとする場合 駐車場を使用しようとする者

2 略

(委任) 第73条及び(罰則) 第74条 略

別表第1 (第3条関係)

団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積 m ²	備考
出雲町D40年団地	昭和60年81	出雲町60番地	簡易耐火構造2階建2棟12戸	2DK39.15	改良住宅
出雲町D41年団地	昭和61年81	出雲町60番地	簡易耐火構造2階建2棟12戸	2DK39.50	改良住宅
出雲町D42年団地	昭和60年81	出雲町60番地	簡易耐火構造2階建2棟12戸	2DK41.58	改良住宅
出雲町D42年団地	昭和60年81	出雲町60番地	簡易耐火構造2階建1棟4戸	2DK41.58	改良住宅
出雲町D42年団地	昭和60年81	出雲町60番地	簡易耐火構造平屋建2棟8戸	2DK33.94	(旧)2種特別低家賃住宅
落部団地	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

別表第3 (第63条関係)

(委任) 第67条及び(罰則) 第68条 略

別表第1 (第3条関係)

団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積 m ²	備考
落部団地	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

別表第3 (第57条関係)

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 24 号

八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業の設置等に関する条例（平成17年八雲町条例第128号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(組織)	(組織)
第5条 病院の組織は、次のとおりとする。	第5条 病院の組織は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 八雲町熊石国民健康保険病院 ア 医務局 (ア) ~ (才) 略 <u>(カ)</u> 略 イ 略	(2) 八雲町熊石国民健康保険病院 ア 医務局 (ア) ~ (才) 略 <u>(カ)</u> <u>栄養管理室</u> <u>(キ)</u> 略 イ 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 25 号

八雲町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり八雲町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定する郵便局の名称

館平郵便局

2 取り扱う事務の範囲

- (1) 戸籍の謄本及び抄本（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 納税証明書及び所得証明書等（当該納税証明書及び所得証明書等に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者に対するものに限る。以下「納税証明書等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書等の引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し（当該住民票に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡しに関する事務
- (4) 戸籍の附票の写し（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 印鑑登録証明書（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 取扱い期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の 3 か月前までに、八雲町及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 26 号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線を次のとおり認定する。

路線番号 路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
31444 住初7号線	起 八雲町住初町93番9地先 終 八雲町住初町93番5地先	本町八高通線	49.40	

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 27 号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線を次のとおり変更する。

路線番号 路 線 名	新 旧 別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
35360 建岩線	旧	起 八雲町鉛川31番1地先 終 八雲町立岩437地先	建岩橋 国道277号線 道道八雲北桧山線	421.50	
	新	起 八雲町鉛川31番1地先 終 八雲町鉛川31番1地先	建岩橋 国道277号線 道道八雲北桧山線	941.00	

令和5年3月8日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 28 号

損害賠償額の決定について

町は、国民健康保険における令和 2 年度（令和元年 8 月から令和 2 年 7 月）分の高額療養費（外来年間合算）及び高額介護合算療養費の勧奨通知を怠り、時効期間の経過によって支給を受けることができなくなった当該高額療養費等の支給相当額及びこれに対応する遅延損害金について、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 651,842 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町 * * * * * |
| | * * * * 他 15 名 |

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 29 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,168 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,199,596 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 地方交付税		5,687,564	45,517	5,733,081
	1 地方交付税	5,687,564	45,517	5,733,081
13 分担金及び負担金		24,289	6,350	30,639
	1 分担金	10,450	6,350	16,800
16 道支出金		793,243	75	793,318
	2 道補助金	302,102	75	302,177
17 財産収入		41,110	42,026	83,136
	2 財産売払収入	56	42,026	42,082
22 町債		455,495	16,200	471,695
	1 町債	455,495	16,200	471,695
歳入	合計	17,089,428	110,168	17,199,596

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,972,085	千円 141,532	千円 4,113,617
	1 総務管理費	3,784,565	141,532	3,926,097
4 衛生費		2,624,995	883	2,625,878
	1 保健衛生費	2,051,937	883	2,052,820
6 農林水産業費		937,808	△36,300	901,508
	1 農業費	195,605	22,700	218,305
	3 水産業費	564,808	△59,000	505,808
7 商工費		356,467	3,400	359,867
	1 商工費	356,467	3,400	359,867
13 諸支出金		62,155	653	62,808
	1 諸費	62,155	653	62,808
歳 出 合 計		17,089,428	110,168	17,199,596

第2表

繰 越 明 許 費 補 正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新役場庁舎等整備事業	49,698
6 農林水産業費	1 農業費	草地畜産基盤整備事業	8,550
		中山間地域総合整備事業	16,200
8 土木費	4 都市計画費	真萩ポンプ場長寿命化計画事業	2,200

第3表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中山間地域総合整備事業	22,400	—	—	—	38,600	—	—	—
合 計	455,495				471,695			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
11 地方交付税	5,687,564	45,517	5,733,081
13 分担金及び負担金	24,289	6,350	30,639
16 道支出金	793,243	75	793,318
17 財産収入	41,110	42,026	83,136
22 町債	455,495	16,200	471,695
歳 入 合 計	17,089,428	110,168	17,199,596

(歳 出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費	3,972,085	141,532	4,113,617
4 衛生費	2,624,995	883	2,625,878
6 農林水産業費	937,808	△36,300	901,508
7 商工費	356,467	3,400	359,867
13 諸支出金	62,155	653	62,808
歳 出 合 計	17,089,428	110,168	17,199,596

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	地 方 債 務	そ の 他		一 般 財 源
国 道 支 出 金	千円	千円	千円	千円
	0	0	43,139	98,393
	0	0	0	883
75	16,200	6,350		△58,925
0	0	0		3,400
0	0	0		653
75	16,200	49,489		44,404

2 歳 入

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 地方交付税	5,687,564	45,517	5,733,081
計	5,687,564	45,517	5,733,081

13 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

	千円	千円	千円
1 農林水産業費分担金	10,450	6,350	16,800
計	10,450	6,350	16,800

16 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	166,882	75	166,957
計	302,102	75	302,177

17 款 財産収入

2 項 財産売払収入

	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	3	9,902	9,905
2 物品売払収入	53	32,124	32,177
計	56	42,026	42,082

22 款 町債

1 項 町債

	千円	千円	千円
3 農林水産業債	57,200	16,200	73,400
計	455,495	16,200	471,695

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	千円 45,517	普通交付税 千円 45,517

1 農業費分担金	千円 6,350	草地畜産基盤整備事業分担金 千円 6,350

1 農業費補助金	千円 75	草地畜産基盤整備事業補助金 千円 75

1 土地売払収入	千円 9,902	土地売払収入 千円 9,902
2 立木売払収入	31,816	立木売払収入 31,816
3 車両売払収入	308	車両売払収入 308

1 農業事業債	千円 16,200	中山間地域総合整備事業債 千円 16,200

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
5 財産管理費	千円 33,970	千円 141,532	千円 175,502	千円	千円	千円 43,139	千円 98,393	千円 98,393	
計	3,784,565	141,532	3,926,097	0	0	43,139	98,393	98,393	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

9 簡易水道事業費	千円 38,190	千円 883	千円 39,073	千円	千円	千円 883	千円 883
計	2,051,937	883	2,052,820	0	0	0	883

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	千円 10,799	千円 6,500	千円 17,299	千円 75	千円	千円 6,350	千円 75
5 農地費	64,112	16,200	80,312		16,200		
計	195,605	22,700	218,305	75	16,200	6,350	75

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

4 漁業構造改善事業費	千円 442,577	千円 △59,000	千円 383,577	千円	千円	千円 △59,000	千円 △59,000
計	564,808	△59,000	505,808	0	0	0	△59,000

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 33,113	千円 3,400	千円 36,513	千円	千円	千円 3,400	千円 3,400
計	356,467	3,400	359,867	0	0	0	3,400

13 款 諸支出金

1 項 諸費

3 賠償金	千円 0	千円 653	千円 653	千円	千円	千円 653	千円 653
計	62,155	653	62,808	0	0	0	653

節		説明
区分	金額	
24 積立金	千円 141,532	千円 減債基金積立金 98,393 公共施設整備基金積立金 43,139

27 繰出金	千円 883	千円 熊石地域簡易水道事業特別会計繰出金 883

18 負担金補助及び交付金	千円 6,500	千円 草地畜産基盤整備事業負担金 6,500
18 負担金補助及び交付金	16,200	中山間地域総合整備事業負担金 16,200

16 公有財産購入費	千円 △50,000	千円 サーモン種苗生産施設土地購入費 △6,788 サーモン種苗生産施設建物購入費 △43,212
18 負担金補助及び交付金	△9,000	ホタテ貝養殖施設適正配置事業補助金 △9,000

21 補償補填及び賠償金	千円 3,400	千円 あわびの湯指定管理者損失補償金 3,400

21 補償補填及び賠償金	千円 653	千円 国民健康保険高額療養費損害賠償金 502 国民健康保険高額療養費支払遅延損害金 10 高額介護合算療養費損害賠償金 138 高額介護合算療養費支払遅延損害金 3

地 方 債 捲 正 に 関 す る 調 書

区 分	4 年 度 中 増 減 見 込 額			4年度末 現在高見込額	
	4 年 度 中 起 債 見 込 額				
	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1 普 通 債	7,300	16,200	23,500	3,181,822	
(4) 農 林 水 産	0	16,200	16,200	1,805,813	
2 災 害 復 旧 債	23,100	0	23,100	38,972	
3 そ の 他	425,095	0	425,095	9,877,694	
合 計	455,495	16,200	471,695	13,062,888	

議案第 30 号

令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46,133 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,749,091 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 8 提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 道支出金		千円 1,955,571	千円 1,360	千円 1,956,931
	1 道補助金	1,955,571	1,360	1,956,931
6 繰越金		589	44,773	45,362
	1 繰越金	589	44,773	45,362
歳入	合計	2,702,958	46,133	2,749,091

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		千円 8,276	千円 1,360	千円 9,636
	2 繰出金	5,585	1,360	6,945
9 基金積立金		0	44,773	44,773
	1 基金積立金	0	44,773	44,773
歳出	合計	2,702,958	46,133	2,749,091

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 道支出金	1,955,571	1,360	1,956,931
6 繰越金	589	44,773	45,362
歳 入 合 計	2,702,958	46,133	2,749,091

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 諸支出金	8,276	1,360	9,636
9 基金積立金	0	44,773	44,773
歳 出 合 計	2,702,958	46,133	2,749,091

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源
国 道 支 出 金				
千円 1,360	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0	0	0	0	44,773
1,360	0	0	0	44,773

2歳入

3款 道支出金

1項 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,955,571	千円 1,360	千円 1,956,931
計	1,955,571	1,360	1,956,931

6款 繰越金

1項 繰越金

目	千円 589	千円 44,773	千円 45,362
計	589	44,773	45,362

3歳出

7款 諸支出金

2項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				國道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 直営診療施設繰出金	千円 5,585	千円 1,360	千円 6,945	千円 1,360	千円	千円	千円
計	5,585	1,360	6,945	1,360	0	0	0

9款 基金積立金

1項 基金積立金

1 国民健康保険事業基金積立金	千円 0	千円 44,773	千円 44,773	千円	千円	千円	千円 44,773
計	0	44,773	44,773	0	0	0	44,773

節		説明
区分	金額	
2 保険給付費等特別交付金	千円 1,360	特別調整交付金 千円 1,360

1 前年度繰越金	千円 44,773	前年度繰越金 千円 44,773

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	千円 1,360	熊石国保病院繰出金 千円 1,360

24 積立金	千円 44,773	国民健康保険事業基金積立金 千円 44,773

議案第 31 号

令和 4 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度八雲町の熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 883 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,918 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 繰入金		38,190	883	39,073
	1 他会計繰入金	38,190	883	39,073
歳入	合計	84,035	883	84,918

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 消費税		1,786	883	2,669
	1 消費税	1,786	883	2,669
歳出	合計	84,035	883	84,918

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	38,190	883	39,073
歳 入 合 計	84,035	883	84,918

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 消費税	1,786	883	2,669
歳 出 合 計	84,035	883	84,918

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 道 支 出 金	千円	千円	千円
0	0	0	883
	0	0	883

2歳入

2款 繰入金

1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	38,190	883	39,073
計	38,190	883	39,073

3歳出

4款 消費税

1項 消費税

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国道支出金	地方債	その他			
1 消費税	千円 1,786	千円 883	千円 2,669	千円	千円	千円	千円 883		
計	1,786	883	2,669	0	0	0	0	883	

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 883	一般会計繰入金 千円 883

節		説明
区分	金額	
26 公課費	千円 883	消費税 千円 883

議案第 32 号

令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表

繰 越 明 許 費 補 正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 施設費	1 施設整備費	公共下水道下水処理場改築更新事業	57,940
		熊石地区特定環境保全 公共下水道下水処理場改築更新事業	15,800

議案第 33 号

令和 4 年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度八雲町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表

縢 越 明 許 費 補 正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設 下水処理場改築更新事業	21,590

議案第 34 号

令和 4 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収		入	
第 1 款 病院事業収益	6,704,655 千円	1,360 千円	6,706,015 千円
第 4 項 国保病院医業外収益	139,041 千円	1,360 千円	140,401 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 9 条第 2 項に定めた国民健康保険事業特別会計から病院事業会計へ補助を受ける金額「国保病院1,460千円」を「2,820千円」に改める。

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和4年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 病院事業収益	4. 国保病院医業外収益		1,056,768	1,360	1,058,128			
			139,041	1,360	140,401			
		3. 他会計補助金	17,904	1,360	19,264	国保会計補助金	1,360	
収 益 合 計			1,056,768	1,360	1,058,128			

令和4年度八雲町病院事業（国保病院）会計
予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

区 分	(単位：千円)
	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 22,155
減価償却費	32,566
固定資産除却額	2,076
長期前払消費税額償却	1,579
看護職員奨学資金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	△ 17
賞与引当金の増減額	△ 1,258
法定福利費引当金の増減額	△ 51
退職給与引当金の増減額	6,517
長期前受金戻入額	△ 8,037
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	2,558
未収金の増減額(△は増加)	△ 332
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,440
未払金の増減額(△は減少)	420
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 87
小計	15,217
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 2,558
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,661
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 35,747
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 2,040
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	6,875
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,912
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	4,400
長期借入金の返済による支出	△ 23,210
一般会計からの出資による収入	31,816
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,006
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 5,245
5 現金及び現金同等物の期首残高	204,345
6 現金及び現金同等物の期末残高	199,100

令和4年度 八雲町病院事業(国保病院)会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	20,715
ロ 建 物	992,020
同上減価償却累計額	△725,756
	266,264
ハ 構 築 物	38,629
同上減価償却累計額	△35,827
	2,802
ニ 器 械 器 具 備 品	325,714
同上減価償却累計額	△263,437
	62,277
ホ 車両	3,873
同上減価償却累計額	△3,472
	401
ヘ 建 設 仮勘定	51,950
有形固定資産合計	404,409

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	205
無形固定資産合計	205

(3) 投資その他の資産

イ 長 期 貸 付 金	6,120
ロ 長期貸付金貸倒引当金	
ハ 長期前払消費税	7,063
投 資 合 計	13,183
固定資産合計	417,797

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

199,100

(2) 未 収 金

131,744

(3) 未収金貸倒引当金

0

(4) 貯 藏 品

15,943

(5) そ の 他 流 動 資 産

流動資産合計	346,787
資産合計	764,584

(単位：千円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債 190,573

ロ そ の 他 企 業 債

企 業 債 合 計

190,573

(2) 引 当 金

イ 退職給与引当金

引 当 金 合 計

38,507

38,507

(3) そ の 他 固 定 負 債

固 定 負 債 合 計

229,080

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金

(2) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債

25,937

ロ そ の 他 企 業 債

企 業 債 合 計

25,937

(3) 未 払 金

55,399

(4) 引 当 金

イ 退職給与引当金

23,771

ロ 賞 与 引 当 金

5,275

ハ 法定福利費引当金

引 当 金 合 計

29,046

(5) そ の 他 流 動 負 債

1,808

流 動 負 債 合 計

112,190

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 補 助 金

191,652

ロ 受贈財産評価額

170

長 期 前 受 金 合 計

191,822

(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

イ 補 助 金

△ 135,390

ロ 受贈財産評価額

△ 161

長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 合 計

△ 135,551

繰 延 収 益 合 計

56,271

負 債 合 計

397,541

資 本 の 部

6 資 本 金

1,043,637

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 補 助 金

ロ 寄 附 金

ハ そ の 他 資 本 剰 余 金

資 本 剰 余 金 合 計

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 处 理 欠 損 金

676,594

未 处 理 欠 損 金 合 計

676,594

剩 余 金 合 計

△ 676,594

資 本 合 計

367,043

負 債 資 本 合 計

764,584

諮詢第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	二海郡八雲町＊＊＊＊＊＊＊
氏 名	* * * *
生年月日	* * * * * * *

令和 5 年 3 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

